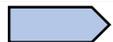


協議資料 1

1 教育関連計画の実施期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
国 教育振興 基本計画	第3期(5年)		第4期(5年)					第5期
市 教育大綱	第2期(4年)				第3期(4年)			
市 教育振興 基本計画	第1期(10年(H29~R8))※終期繰上予定				第2期(10年)			



終了又は、現行の計画 ※



策定予定又は、策定中の計画

2 策定の方向性について

【大綱の定義】

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）平成26年7月17日

○地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することをもとめているものではない。

○国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること。

【方向性】

○計画期間は、令和7年度から令和10年度の4年間。

○第2期大綱をベースに、国の第4期教育振興基本計画（R5～R9年度）のコンセプト等及び本市の地域特性（持続可能な部活動推進への取組、デジタル化の推進、キャンプ誘致等）を反映させる形で第3期大綱策定。

3 第3期教育大綱策定に向けたスケジュール（案）

8月23日（金）	・総合教育会議で大綱（案）を提示、意見等を反映
10月～11月	・市民からの意見募集（パブリックコメント）
11月28日（木）	・定例教育委員会にて、パブリックコメント結果を報告
1月8日（水）	・定例教育委員会にて、確定版提示
3月末	・第3期教育大綱策定（HP等で公表）